

令和7年度における「熱中症特別警戒アラート」発表時の県立学校の対応について

気候変動適応法の改正に伴い、「熱中症特別警戒情報」（熱中症特別警戒アラート）が創設され、令和6年度から運用されています。県教育委員会では、今年度の熱中症特別警戒アラート発表時に、県立学校長が留意すべき事項をまとめ、別添のとおり、本日通知しました。

【通知の概要】

（１）学校教育活動に係る対応について

- ・ 各学校においては、オンライン授業等を実施できるよう工夫及び検討する。
- ・ オンライン授業等を実施できない場合には、学校長は法令に基づき臨時休業（臨時に授業を行わないこと）を判断する。判断に当たっては、登下校の際、全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できるなど、熱中症対策が徹底できるかどうかなどを十分検討する。
- ・ オンライン授業等を実施できない場合にあっては、教材プリントを配布するなど、できる限り学びの保障を行うことを検討する。

（２）大会やコンクールへの参加について

- ・ 学校管理下での部活動等の大会やコンクールなどへの参加については、会場等にエアコンの設置などの環境整備がなされ、かつ、会場等まで全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できるなど、熱中症対策が徹底されていることなどを総合的に勘案し、学校長が認めることができる。

なお、併せて、各市町（学校組合）教育委員会教育長に対しても、本通知をお知らせしています。



7教保第23912号
令和7年7月15日

各県立学校長 殿

教 育 長

令和7年度における「熱中症特別警戒アラート」発表時の県立学校の対応について

令和6年4月に気候変動適応法が改正され、環境省と気象庁が運用してきた「熱中症警戒アラート」の一段上の情報として、「熱中症特別警戒情報」（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が創設され、令和6年度から運用が始まっていますが、これまで、全国で「熱中症特別警戒アラート」が発表されたことはありません。しかしながら、本県では今年度の梅雨明けが統計を取り始めて最も早く、7月に入り熱中症警戒アラートも頻繁に発表されており、今後、「熱中症特別警戒アラート」が発表される可能性も考えられます。

「熱中症特別警戒アラート」は、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点（香川県は、内海、高松、多度津、滝宮、引田、財田の6地点）における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35に達すると予測される時に発表され、その際には広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれもあります。

大雨等の気象警報が発表された場合には、学校教育法施行規則第63条等の規定に基づき、学校長において臨時休業（臨時に授業を行わないこと）の判断をしているところですが、熱中症については、適切な予防策がとられているときは、危険性を下げられるものと考えています。

このため、本県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合には、下記の事項に留意し、各学校において適切に対応されるようお願いします。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」当日の対応について

(1) 学校教育活動に係る対応について

- 各学校においては、オンラインでの授業等（以下「オンライン授業等」という。）を実施できるよう工夫及び検討してください。オンライン授業等を実施できない場合には、学校長は学校教育法施行規則第63条、第79条、第104条第1項及び第135条第1項の規定に基づき判断をしてください。なお、判断に当たっては、登下校の際に、全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できるなど、熱中症対策が徹底できるかどうかなどについて、十分検討してください。
- オンライン授業等を実施できない場合であっても、教材プリントを配布するなど、できる限り学びの保障を行うことを検討してください。

(2) 大会やコンクールへの参加について

- 学校管理下での部活動等の大会やコンクールなどへの参加については、会場等にエアコンの設置などの環境整備がなされ、かつ、会場等まで全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できるなど、熱中症対策が徹底されていることなどを総合的に勘案し、学校長が認めることができます。

2 学校での事前準備について

- 環境省熱中症予防情報サイト（<https://www.wbgt.env.go.jp/>）等から情報収集をしてください。
- 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合の対応について、保護者への周知方法を検討してください。（事前の運用の周知や実際に熱中症特別警戒アラートが発表された場合の周知等）
- 校内体制の確認をしてください。（熱中症特別警戒アラート情報の確認者、教職員や保護者への共有方法等）
- 各学校においては、平時から、オンライン授業を試験的に実施するなど、「熱中症特別警戒アラート」発表時などにオンライン授業等を実施できる環境整備に努めてください。

3 その他

- 「熱中症特別警戒アラート」と「熱中症警戒アラート」について、次表をもとに違いを確認するとともに、改めて各学校における熱中症対策の見直し、徹底を図るようお願いします。

	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
位置づけ等	・気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る<u>重大な被害が生ずるおそれ</u>がある場合に発表。 (熱波が都道府県の域を超えて広域に発生し、<u>過去に例のない危険な暑さ</u>となり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような状況) ・指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)が開放されます。	・気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に発表。 (熱中症搬送者が大量に発生する可能性がある状況) ・熱中症の危険性に対する「気づき」とともに、個人の予防行動を促すものです。
発表基準	・香川県内において、<u>全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35に達すると予測される場合</u>	・香川県内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33に達すると予測される場合
発表のタイミング	<u>前日 14 時頃に発表</u>(前日 10 時頃の予測値で判断)	前日 17 時頃及び当日 5 時頃時点における予測値を基に発表

(香川県環境政策課ホームページより引用)